

環 事 企 第 1 号
平成16年11月26日

豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準

日本環境安全事業株式会社

日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」といいます。）は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業（以下「処理事業」といいます。）の実施に当たり、豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書第4条の規定に基づき、豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設（以下「処理施設」といいます。）に係る受入基準を次のとおり定めます。

第1 趣旨

この受入基準は、搬入者が処理施設にポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」といいます。）を搬入しようとする際に遵守していただかなければならない基準です。

第2 搬入者

処理施設にPCB廃棄物を搬入できる者は、豊田市からPCB廃棄物（受入対象物に限る。）の収集運搬業の許可を得て、かつ、豊田市と「（仮称）PCB廃棄物の収集運搬における安全性と環境保全性の確保に関する協定」を締結した収集運搬事業者であって、JESCOが関係法令、環境省が定める収集運搬ガイドライン及び本受入基準（以下「受入基準等」といいます。）を遵守できると認定して入門許可証を交付した収集運搬事業者のみとします。この受入基準では処理施設にPCB廃棄物を搬入できる者を「搬入者」といいます。

第3 受入対象物

(1) 処理施設に搬入することができるPCB廃棄物は、次に掲げるPCB廃棄物であって、かつJESCOと処分委託契約を締結しているものです。

寸法が幅3300mm以下、奥行2500mm以下、高さ3000mm以下であって、かつ重量が12t以下の高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにこれらと類似した構造を有する電気機器（照明器具用安定器及び家電製品用コンデンサを除く。）

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」といいます。）

PCBを含む油

第4に掲げる漏れ防止型金属容器及び漏れ防止型金属トレイ

から までのPCB廃棄物の保管容器であって、鉄、ステンレススチール、アルミ等の金属製又はガラス製若しくは陶磁器製であるもの

PCB廃棄物の収集運搬に使用された吸収材（セルロース系材質のものであって、フェルト状又はブランケット状となったものに限る。）、ウエス、ロープ及びワイヤー

(2) (1)の各号に掲げるPCB廃棄物のうち、処理に当たって特別な措置を要する構造、材質等を有するものについては、搬入前の調査、試験等を行うことがあります。

第4 運搬容器

(1) 搬入者は、処理施設に搬入するPCB廃棄物（第3(1)に掲げるものを除く。）につい

ては、別表1の上欄に示す条件に適合する漏れ防止型金属容器を、同表の下欄に示すとおりに管理し使用して運搬しなければなりません。

(2) 搬入者は、ドラム缶又はペール缶に収納されていない第3(1)又はに掲げるPCB廃棄物については、保管容器ごと鉄製又はステンレス鋼製のドラム缶又はペール缶に収納した上で、漏れ防止型金属容器を使用して運搬しなければなりません。

(3) 搬入者は、第3(1)に掲げるPCB廃棄物の寸法が漏れ防止型金属容器に入らない場合又は重量が3.5tを超える場合には、別表2の上欄に示す条件に適合する漏れ防止型金属トレイを、同表の下欄に示すとおりに管理し使用して運搬しなければなりません。但し、車載型トランスは、本項に関係なく第4(1)を適用します。

第5 運搬車両

搬入者は、処理施設にPCB廃棄物を搬入する場合には、別表3に示す運搬車両を使用しなければなりません。

第6 GPSシステム

(1) 搬入者は、JESCOが別表4に定めるGPSによる運行状況管理システム(以下「GPSシステム」といいます。)を備えた上で、運搬車両にその運行状況等の情報を発信する車両運行状況発信装置を搭載しなければなりません。

(2) 搬入者は、JESCOが別表5に定める方法によりGPSシステムを適正に運用しなければなりません。

第7 作業者の教育・訓練

(1) 搬入者は、PCB廃棄物の収集運搬に従事する者(以下「従事者」といいます。)に対して、PCB廃棄物を安全かつ確実に取り扱えるようにするために必要な収集運搬方法及び緊急時の対応方法並びに処理施設へのPCB廃棄物の搬入を的確に行えるようにするために必要な受入基準等についての教育・訓練をしなければなりません。

(2) PCB廃棄物の運搬車両の運転者及び運転者以外の従事者の監督者は、(1)の教育・訓練を受けた者でなければなりません。

第8 収集運搬の安全の確保等

搬入者は、処理施設にPCB廃棄物を搬入するために行うPCB廃棄物の積み込み作業、運搬作業又は積み下ろし作業(以下「運搬作業等」といいます。)について、PCB廃棄物からPCBを飛散させ又は流出させることがないように受入基準等に適合した従事者及び機材を用いなければなりません。

第9 水の付着等

従事者が運搬車両又は運搬容器に積み込むPCB廃棄物及び吸収材は、原則として雨水その他の水が付着し、又は吸着していないものでなければなりません。

第10 搬入経路等

搬入者は、豊田市による搬入経路の指導内容を遵守するとともに、次に掲げる地点を通過する際に運搬車両に搭載した車両運行状況発信装置を用いて車両の位置情報を発信しなければなりません。

豊田市内のPCB廃棄物の収集を終えた後、処理施設まで運搬する際の国道153号、国道155号、国道248号、国道301号、国道419号のいずれかに入った地点(再度、

入った場合の発信)

愛知県内(豊田市を除く)のPCB廃棄物の収集を終えた後、処理施設まで運搬するために、愛知県内から豊田市内へ入る際の国道153号、国道155号、国道248号、国道301号、国道419号を利用して豊田市に入った場合はその市境地点(高速道路を用いて、豊田市内に搬入する場合を除く)

ただし、隣接市町村の市境付近でPCB廃棄物の収集を終えた後、各国道を利用せずに豊田市内に入った場合は、各国道に入る交差点

PCB廃棄物の収集を終えた後、処理施設まで運搬するために高速道路を用いる場合には、最寄りの高速道路インターへ入る際の料金所及び東名高速道路豊田インターを出る際の料金所

上記 ~ のいずれの場合にあっても、国道155号「鴻ノ巣橋北」交差点又は国道153号「広久手町6丁目」交差点

第11 搬入時間帯

搬入者は、JESCOが指定した時間帯に処理施設に搬入しなければなりません。

第12 受入拒否

JESCOは、受入基準等に違反したPCB廃棄物の搬入は、拒否するものとします。

別表1 漏れ防止型金属容器

<p>1. 外形・強度</p> <p>(1) 外寸は、幅2000mm以下、奥行1475mm(又は2950mm)以下であって、かつ、高さが2050mm以下であること。</p> <p>車載型トランス用の外寸は、幅2700mm、奥行2800mm、高さ1200mm程度であること。</p> <p>(2) 容器本体に次の表示がされていること。</p> <p>所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先 容器の総自重</p> <p>(3) 自重を含めて5tの重量があるときに、フォークリフトで持ち上げた場合又はクレーンで吊り上げた場合に、容器本体、フォークポケット及びクレーン用の吊手にゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。</p> <p>2. 材質</p> <p>ステンレススチール製であること。</p> <p>3. 構造</p> <p>(1) 底面及び側面が密閉構造であり、蓋を閉めたときに雨水が内部に侵入しない構造であること。</p> <p>(2) 蓋は容器が転倒しても容易に外れることがなく、かつ、内容物が飛散又は流出することがない構造であること。</p> <p>(3) 底面には4方向からフォークリフトで荷役できるフォークポケットを有すること。</p> <p>(4) 容器本体4隅及び蓋にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。</p> <p>(5) 容器内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。</p> <p>(6) 取付及び取外を容易に行うことができる仕切板による内部仕切ができる構造であること。</p> <p>(7) PCB廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際に容器の形状が保たれるようPCB廃棄物を固定できること。</p>
<p>1. 容器の使用前確認</p> <p>容器の使用に当たっては、その都度、次に掲げる状態にあることを目視で確認するとともに、収容しようとする物の重量及び容器の自重の合計が5t以下になることを確認すること。</p> <p>(1) PCBの付着がないこと。</p> <p>(2) 錆等による腐食がないこと。</p> <p>(3) 著しい損傷がないこと。</p> <p>2. 吸収材</p> <p>吸収材は、次に掲げる要件を備えたものを使用すること。</p> <p>材質はセルローズ系であり、形状はフェルト状又はブランケット状であること。</p> <p>PCBを吸収しやすく、かつ水を吸収しにくいものであること。</p> <p>PCBを吸収した状態で持ち上げたときに、容易に漏洩し、滴下し、又は流出しないものであること。</p> <p>PCBを吸収した場合には、それが目視で判別できるものであること。</p> <p>3. 吸収材の使用方法</p>

吸収材は、容器内に立ち入らずに容易に取り出せる状態で使用すること。

4．容器の固定

- (1) 容器は、運搬時に転倒又は落下することがないように運搬車両荷台（ＪＲコンテナに容器を収納する場合にはそのＪＲコンテナ）に固定すること。
- (2) ＰＣＢ廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際に容器の形状が保たれるよう固定すること。

5．ＰＣＢ廃棄物の取り出し作業を容易にするための措置

容器内のＰＣＢ廃棄物の取り出し作業を容器外から容易に行うことができるよう、次のいずれかの措置を講ずること。

- (1) クレーンで持ち上げることができるインナートレイ（容器内に収納できる荷受け用の小型トレイ）上にＰＣＢ廃棄物を固定して収容すること。この場合、固定するＰＣＢ廃棄物の重量及びインナートレイの自重の合計が2t以下であること。
- (2) 積載時に使用したクレーン用のワイヤーを取り外さずにおき、ＰＣＢ廃棄物の取り出し時に容易にクレーンにかけられるように収容しておくこと。

6．ＰＣＢ廃棄物の転倒等の防止

荷役時及び運搬時に、容器内でＰＣＢ廃棄物が転倒等により破損することがないように内部仕切等必要な措置を講ずること。5(1)の方法による場合は、インナートレイ上で固定することによい。

別表２ 漏れ防止型金属トレイ

1．外形・強度

- (1) 外寸は、幅2700mm以下、奥行3500mm以下であって、かつ、高さが950mm以下（底部フレーム+トレイ深さ800mm以上）、自重3t以下であること。
- (2) トレイ本体に次の表示がされていること。
所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先
トレイの総自重
- (3) 無負荷の状態でクレーンで吊り上げた場合に、トレイ本体及びクレーン用の吊手にゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。

2．材質

ステンレススチール製であること。ただし、再使用しないトレイにあっては鉄製でもよい。

3．構造

- (1) 吊り上げるときに最も形状を保ち易い4ヶ所にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。
- (2) 容器内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。
- (3) ＰＣＢ廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際にトレイの形状が保たれるようＰＣＢ廃棄物を固定できること。

1．トレイの使用前確認

トレイの使用に当たっては、その都度、次に掲げる状態にあることを目視で確認すること。

- (1) ＰＣＢの付着がないこと。
- (2) 錆等による腐食がないこと。
- (3) 著しい損傷がないこと。

2. 吸収材

吸収材は、次に掲げる要件を備えたものを使用すること。

材質はセルローズ系であり、形状はフェルト状又はブランケット状であること。

PCBを吸収しやすく、かつ水を吸収しにくいものであること。

PCBを吸収した状態で持ち上げたときに、容易に漏洩し、滴下し、又は流出しないものであること。

PCBを吸収した場合には、それが目視で判別できるものであること。

3. 吸収材の使用法

吸収材は、トレイ内に立ち入らずに容易に取り出せる状態で使用すること。

4. トレイの固定

(1) トレイは、運搬時に転倒又は落下することがないように運搬車両荷台に固定すること。

(2) PCB廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際にトレイの形状が保たれるよう固定すること。

5. 防水シートによる被覆

トレイ及びPCB廃棄物は、水が付着又は浸透しないよう常に防水シートで被覆する等必要な措置を講じて運搬すること。

6. PCB廃棄物の固定

運搬時にPCB廃棄物が転倒又は落下により破損することがないように運搬車両又はトレイに固定することその他必要な措置を講ずること。

別表3 運搬車両

1. 運搬車両は、20t車（総重量40t）以下であること。

2. トレーラートラックで運搬する場合には、トレーラー（荷台部）全長13m以下の車両を使用すること。

3. 漏れ防止型金属容器により運搬する場合には、プラットホーム上のフォークリフトにより車両側面から積み下ろせること。このため、荷台の高さが0.7m以上であること。

4. 漏れ防止型金属トレイにより運搬する場合には、漏洩がない限りトレーラーにそのトレイを固定した状態でPCB廃棄物を天井クレーン（揚程5.2m）により積み下ろすことから、運搬車両は低床型（荷台高さ0.68m以下）トレーラーとする。

別表4 GPSシステム

1. GPSシステムを構成する機器

GPSシステムは、運搬車両にその運行状況等の情報を発信する車両運行状況発信装置（以下「車載装置」という。）を備えるとともに、当該運搬車両の運行を管理する事業所に車載装置が発信する情報を受信し運搬車両の運行状況を管理する運行状況管理設備（以下「管理設備」という。）を備えるものとする。

2. 車載装置の機能

車載装置は、以下の機能を備えるものとする。

(1) 衛星通信その他の方法による管理設備との情報の送受信

- (2) 全球測位システムを用いた運搬車両の位置の測定
- (3) 加速度センサー等による運搬車両に加わる加速度の検出
- (4) 運搬車両速度の測定
- (5) (3)を用いた、予め指定していた運行状態から逸脱した異常状態の検出（以下「異常状態の検出」という。）
- (6) 運転従事者からの渋滞等の道路状況や運転従事者の体調不良等の運搬状況に関する情報の入力
- (7) 自動または手動による(2)～(6)の情報の発信

3. 異常状態の検出の定義

2(5)に定める異常状態の検出とは、急ブレーキ、急発進等により運搬車両に加わる加速度が予め指定した値を超えた時とする

4. 車載装置が発信する情報

車載装置が発信する情報は、以下のとおりとする。

- (1) 運搬車両を識別することができる情報
- (2) 運搬車両の現在位置（全球測位システムにより取得した緯度経度）を示す情報
- (3) 運搬状態を識別する情報（運行開始・運行終了、積み込み（収集）開始・積み込み（収集）終了、積下ろし（搬入）開始・積下ろし（搬入）終了、休息開始・休息終了、積替え開始・積替え終了、仮眠開始・仮眠終了、待機開始・待機終了等）
- (4) 運搬中の個々のPCB廃棄物を識別することができる情報
- (5) 運転従事者が連絡が必要であると判断した時（以下「緊急事態」という。）に、その状態を含め運転従事者により入力された情報

5. 緊急事態の定義

4.（5）に定める緊急事態とは以下の時とする

- (1) 運搬車両の接触、横転等の交通事故発生時
- (2) 地震、洪水等の自然災害や運転従事者の急病等により、収集運搬の継続が困難となった時
- (3) その他不測の事態が発生した時

6. 情報発信の時期

車載装置による情報発信の時期及びそれぞれの時期に発信される情報は以下のとおりとする。

情報発信の時期	発信される情報（4に掲げる項目番号）
運行開始・運行終了 休息開始・休息終了 仮眠開始・仮眠終了 待機開始・待機終了	(1)、(2)、(3)
積み込み開始・積み込み終了	(1)、(2)、(3)、(4)
積下ろし開始・積下ろし終了	(1)、(2)、(3)
積替え開始・積替え終了	(1)、(2)、(3)
運行中（運行開始から運行終了までの30分毎）	(1)、(2)、(3)
JESCOが指定する地点を通過したとき	(1)、(2)、(3)
異常状態の検出の時	(1)、(2)、(3)、(5)

緊急事態の発生時	(1)、(2)、(3)、(5)
<p>7. 管理設備の機能 管理設備は以下の機能を備えなければならない。</p> <p>(1) 車載装置から発信された情報の蓄積、整理 (2) (1)の情報を軌跡地図、走行履歴等の形式による表示 (3) 日報の作成 (4) 他機関等への情報の提供 (5) 3に定める異常状態の検出の時に、車載装置に運搬状況を確認する信号を発信 (6) (5)の後、車載装置からの応答がなく、その状態が30分間続いた場合、関係機関への自動による通報の配信 (7) 緊急事態の発生時に運転従事者からの通報による関係機関への通報等の配信</p> <p>8. 管理設備が関係機関に行う通報の内容 7.(6)及び(7)において管理設備が関係機関に行う通報(以下「緊急通報」という。)の内容は、以下のものを含むものとする。</p> <p>(1) 搬入者の社名、住所、連絡先 (2) 緊急事態が発生した場所 (3) 緊急事態が発生した運搬車両の名称、車種、ナンバー (4) 緊急事態が発生した運搬車両の運転従事者の氏名、連絡先 (5) 緊急事態が発生した運搬車両に積載しているPCB廃棄物の数量、荷主 (6) 緊急事態に対応するにあたって留意すべき事項 (7) PCBの毒性等緊急対応のための情報(イエローカード相当の情報)</p> <p>9. 緊急通報の配信は以下の関係機関に対し、FAX又はその他の手段により行うことができるものとする。</p> <p>(1) JESCO (2) PCB廃棄物処理施設の存する都道府県もしくは保健所設置市 (3) その他JESCOが指定する機関</p> <p>10. GPSシステムの導入方法 GPSシステムは、搬入者が自ら整備するほか、自らの責任においてこのようなサービスを提供する事業者と契約することにより整備してもよいこととする。</p>	

別表5 GPSシステムの運用方法

<p>1. 車載装置の運搬車両への固定 運搬車両に搭載した車載装置は、車両に固定して使用し、他の車両には用いないこと。</p> <p>2. 緊急事態の発生時の連絡体制の確保 搬入者は、PCB廃棄物の収集運搬を行っている時はGPSシステムを必ず用いて、運行状況を把握し、異常状態の検出時を含め緊急事態が生じた時には速やかに運転従事者との連絡を行う等の対応が可能な体制を確保すること。 また、搬入者は緊急事態が生じた時には、JESCO及びJESCOが定める通報先に連絡すること。</p> <p>3. JESCOへの情報提供 搬入者は、積込み完了時、積替え完了時、積下ろし完了時に、時刻、位置及びPCB廃棄物を識別できる情報をセキュリティを確保した回線でJESCOに通知すること。</p>

4. 運搬車両の軌跡地図等の情報提供

搬入者は、管理設備で表示・管理に供される軌跡地図等の情報をウェブ技術により、JESCOに提供すること。なお、JESCOに提供された軌跡地図の情報は、処理施設の処理情報センター内において、施設の見学者に対して表示するものとする。

5. 日報の提出

搬入者は、1日の運行終了時に、GPSシステムで把握した情報をJESCOが別に定める様式により整理して、日報としてJESCOに文書及び電子媒体で提出すること。

6. 協議事項

GPSシステムの運用に関し、JESCOとの通信方法の詳細等についての事項はJESCOと協議して定めるものとする。